



島根県報

平成16年 9月14日 (火)
第 1 607 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(健康福祉総務課)	1
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	1
生活保護法の規定による指定医療機関の名称の変更	(")	2
生活保護法の規定による介護扶助を担当する機関の指定	(")	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	2
保安林予定森林 (3 件)	(森 林 整 備 課)	2
解除予定保安林 (2 件)	(")	4
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	5
道路の供用開始	(")	5
特定調達公告		
研究備品の製造に係る随意契約の相手方等	(産 業 振 興 課)	6

告 示

島根県告示第879号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成16年 9月14日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あいあいクリニック	出雲市塩冶町1408 - 70	平成16年 9月 7 日

島根県告示第880号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の 2 第 2 号の規定により告示する。

平成16年 9月14日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人 久村診療所	簸川郡多伎町大字久村264番地	平成16年 4月 1 日

島根県告示第881号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年9月14日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
医療法人久村診療所小田分院	医療法人久村診療所	簸川郡多伎町大字小田45-1	平成16年8月25日

島根県告示第882号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年9月14日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
有限会社21福祉	松江市西法吉町34-25	福祉用具貸与	有限会社21福祉	松江市西法吉町34-25	平成16年8月11日

島根県告示第883号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年9月14日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		廃止する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
有限会社 21福祉政策研究所	松江市比津が丘4-10	福祉用具貸与	有限会社 21福祉政策研究所	松江市比津が丘4-10	平成16年8月11日

島根県告示第884号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年9月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

益田市向横田町イ1856、□405から□407まで、□407内 1、□407続 1 から□407続 3 まで、□409、□569続 1、□570 - 1、□571、□572、□572続 1、□573から□589まで、□1461、□1462 - 3、□1479 - 1、□1480、□1480 - 1、□1480 - 2、□1481、□1482 - 1、□1482 - 2、□1483、□1484、□1485 - 1、□1485 - 2、□1486、□1487

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第885号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年 9月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 保安林予定森林の所在場所

美濃郡匹見町大字匹見イ640 - 8、イ647、イ647続 1、イ649、イ650 - 1、イ650 - 2、イ650 - 4、イ650 - 5、イ651続 1、イ651 - 2、イ652 - 5、イ654 - 7、イ654 - 9、イ655 - 2、イ1724 - 1 からイ1724 - 5 まで、イ1726、イ1731、イ1732 - 1、大字紙祖イ844、イ844続 1、イ844続 2、イ846続 2、イ1486、イ1486 - 1、イ1487、イ1488、イ1681、イ1681 - 1、イ1682、イ1682 - 1、イ1683、イ1684、イ1685 - 2、イ1685 - 3、イ1696、イ1697

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町大字寺田字猪ノ谷1161続 2、2514

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第886号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成16年9月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡六日市町大字上高尻253 - 3、255 - 1、663

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び六日市町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第887号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年9月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

出雲市乙立町字松原下モモク>イゴ5264 - 29から5264 - 32まで

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第888号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年9月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

簸川郡湖陵町大字差海1887、1888 - 2、1892 - 2、1892 - 3、1893 - 3、1893 - 4、1898 - 2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第889号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年 9月14日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する土木建築事務所の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
県 道	東仙道津田 停車場線	益田市大草町660番3 地先から同町518番3 地先まで	前	A メートル 9.00～ 14.50	メートル 139.00	益 田 土 木 建 築 事 務 所	道路改良工事 左記のA及びB は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 ダブルウェイ解 消 仮設道撤去
				B 7.00～ 28.50	362.00		
			後	A 9.00～ 14.50	139.00		
"	"	益田市大草町518番3 地先から同町511番3 地先まで	前	A 10.00～ 23.00	113.00	益 田 土 木 建 築 事 務 所	道路改良工事 左記のA及びB は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 ダブルウェイ解 消 仮設道撤去
				B 9.50～ 21.00	116.00		
			後	A 10.00～ 23.00	113.00		
"	玉湯吾妻山 線	大原郡大東町大字大東 下分628番14地先から 同大字686番10地先ま で	前	6.00～ 13.00	172.50	木 次 土 木 建 築 事 務 所	道路改良工事 拡幅
			後	8.00～ 20.00	172.50		
"	平田荘原線	平田市灘分町63番3地 先から同町字二ノ切37 番2地先まで	前	20.00～ 31.00	87.00	出 雲 土 木 建 築 事 務 所	道路改良工事 拡幅 仮設道設置
			後	20.00～ 37.50	87.00		

島根県告示第890号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年 9月14日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備考
県道	川本波多線	邑智郡邑智町大字吾郷1759番3地先から同大字1756番地先まで	メートル 149.00	平成16年 9月14日	川本土木 建築事務所	
"	邑智大森線	邑智郡邑智町大字柵谷322番10地先から同大字316番1地先まで	120.00	"		
"	別府川本線	邑智郡邑智町大字惣森380番4地先から同大字378番1地先まで	92.00	"		
"	"	邑智郡邑智町大字惣森349番3地先から同大字352番1地先まで	157.00	"		
"	"	邑智郡邑智町大字惣森357番地先から同大字356番4地先まで	91.00	"		

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成16年 9月14日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 物品等の名称及び数量
ミリ波加熱装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県商工労働部産業振興課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成16年 8月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
轟産業株式会社大阪支店 大阪市北区松ヶ枝町1番3号
- 5 随意契約に係る契約金額
34,645,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。